

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第134号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市柘野老人デイサービスセンターの項中「午後5時30分」を「午後7時」に改め、同表京都市久世老人デイサービスセンターの項中「午前8時30分」を「午前8時40分」に、「午後5時30分」を「午後5時40分」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「午前8時45分」を「午前8時30分」に、「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

別表第2京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「1月1日、同月2日」を「年始」に改め、同表京都市日ノ岡老人デイサービスセンターの項及び京都市島原老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め、同表京都市吉祥院老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り、同表京都市東高瀬川老人デイサービスセンターの項中「年始」を「日曜日並びに年始」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)